

審 査 基 準

令和4年5月11日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条の2第4項
処 分 の 概 要：更新期間前における免許証の更新（適性検査により判断する場合 以外の場合）
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第92条の2第1項（免許証の有効期間）、第101条の2 第1項（免許証の更新の特例）、第101条の3（更新を受けようとする者の義務）、 第101条の4第1項から第3項まで（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、 第37条の5（免許証の更新の特例）、第37条の6（免許証の更新を受けようとする者 に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の6の2（免許証の更新を受けよう とする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証の更新の申請等）、第29条の2（免許証の更新 の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第1条（講習の基準）、第2条（講習の基準）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：免許証の更新申請が、青森県警察本部交通部運転免許課長を 經由して青森県公安委員会に対して行われた場合は当該申請の当日中、 警察署長を經由して青森県公安委員会に対して行われた場合は28日間
申 請 先：青森県警察本部交通部運転免許課、弘前自動車運転免許試験場、 八戸自動車運転免許試験場、むつ自動車運転免許試験場、五所川原警察署、 十和田警察署及び三沢警察署
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部交通部運転免許課 免許係（電話017-782-0081）又は申請先警察署
備 考：